平成２１年（再ロ）第４号

兵庫県明石市藤江1576番地の３

再生債務者　九鬼　友靖

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年９月７日まで

平成21年８月７日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再ロ）第１１号

千葉市美浜区浜田２丁目20番地　グラン・コート海浜幕張602号

再生債務者　鈴木　京子（旧姓高田）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年８月25日まで

平成21年８月10日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第５号

宮崎市大字有田2047番地１

再生債務者　川野　辰子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月７日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２０年（再ロ）第２７号

愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字飛殿４番地の１　ロフティ甚目寺502号

再生債務者　大塚　正美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月６日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第２号

愛知県知立市内幸町加藤45番地　名鉄知立寮434号

再生債務者　前村　洋志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月７日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再ロ）第２号

兵庫県川西市鴬の森町５番11号

再生債務者　齋藤　勝弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月６日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（再ロ）第６号

岡山市中区高島２丁目９番１－１号

再生債務者　長澤　利美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月７日

岡山地方裁判所第３民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 21 年８月 17 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

ア　中学校教諭１種免許状

平15中１種第2280号

イ　高等学校教諭１種免許状　英語

平15高１種第2675号

⑵　ア、イの授与年月日及び授与権者

平成16年３月31日　埼玉県教育委員会

2　失効年月日　平成21年４月30日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　桐田　佑介　本籍地　愛知県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 21 年８月 17 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

ア　中学校教諭１種免許状　社会

平19中１第4200号

イ　高等学校教諭１種免許状　地理歴史

平19高１第5308号

ウ　高等学校教諭１種免許状　公民

平19高１第5309号

⑵　ア、イ、ウの授与年月日及び授与権者

平成20年３月31日　大阪府教育委員会

2　失効年月日　平成21年５月１日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　金　　泰隆　国籍　韓国

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 21 年８月 17 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　免許状の種類・授与番号

高等学校教諭一種免許状　工業

平12高一種第3312号

⑵　授与年月日及び授与権者

平成13年３月20日　神奈川県教育委員会

2　失効年月日　平成21年６月29日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　小松　和眞　本籍地　岩手県

吸収合併公告

平成二十一年八月七日開催の甲及び乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　上毛新聞

掲載の日付　平成二十一年七月二十二日

掲載面　二面

（乙）掲載紙　上毛新聞

掲載の日付　平成二十一年七月二十二日

掲載面　二面

平成二十一年八月十七日

群馬県安中市松井田町高梨子一〇〇番地

（甲）妙義プレスウッド株式会社

代表取締役　中村　岳

群馬県安中市松井田町高梨子一〇〇番地

（乙）株式会社中村緑化

代表取締役　中村　岳

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は平成二十一年九月二十四日までにお申し出下さい。

会社法第七九七条第一項の規定に基づき、株式買取請求をされる甲の株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月二十六日

掲載頁　一七六頁（号外第六十一号）

平成二十一年八月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目四番八号

（甲）株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

代表取締役社長　石坂　信也

東京都港区虎ノ門三丁目四番八号

（乙）株式会社ゴルフパラダイス

代表取締役社長　石坂　信也